

## 平成28年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成28年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構における平成27年度の契約状況は、表1のようになり、契約件数は198件、契約金額は147億円である。また、競争性のある契約は176件(88.9%)、142億円(96.6%)、競争性のない随意契約は22件(11.1%)、5億円(3.4%)となっている。

前年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数で同程度、金額で大きくなっている(件数は0.0%、金額は14.6%の増)が、本部の賃貸借契約や補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないものである。

表1 平成27年度の農畜産業振興機構の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(83.8%) 171	(97.6%) 222	(84.8%) 168	(96.0%) 141	(△1.8%) △3	(△36.5%) △81
企画競争・公募	(5.4%) 11	(0.5%) 1	(4.0%) 8	(0.6%) 1	(△27.3%) △3	(△25.8%) △0.3
競争性のある契約(小計)	(89.2%) 182	(98.1%) 223	(88.9%) 176	(96.6%) 142	(△3.3%) △6	(△36.5%) △81
競争性のない随意契約	(10.8%) 22	(1.9%) 4	(11.1%) 22	(3.4%) 5	(0.0%) 0	(14.6%) 1
合計	(100.0%) 204	(100.0%) 227	(100.0%) 198	(100.0%) 147	(△2.9%) △6	(△35.5%) △81

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(2) 独立行政法人農畜産業振興機構における平成27年度の1者応札・応募の状況は、表2のようになり、契約件数は25件(14.2%)、契約金額は4億(2.5%)である。

前年度と比較して、1者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は92.3%の増、金額は365.7%の増)が、特殊なデータソースを必要とする調査情報業務委託調査やシステムの一部改修・保守委託等内容及び価格面等で複数者による競争が困難によるものである。

表2 平成27年度の農畜産業振興機構の1者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成26年度		平成27年度		比較増△減
2者以上	件数	169	(92.9%)	151	(85.8%)	△ 18 (△10.7%)
	金額	222	(99.7%)	138	(97.5%)	△ 84 (△37.8%)
1者以下	件数	13	(7.1%)	25	(14.2%)	12 (92.3%)
	金額	1	(0.3%)	4	(2.5%)	3 (365.7%)
合計	件数	182	(100.0%)	176	(100.0%)	△ 6 (△3.3%)
	金額	223	(100.0%)	142	(100.0%)	△ 81 (△36.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状を踏まえ検討を行った結果、真に競争性のある入札・契約の実施に向けて、下記の取組みの実施に努める。

### (1) 1者応札の解消

競争入札における1者応札の解消に向けて、これまで、公告期間の延長、仕様書の作成に当たり、IT技術支援者から助言を得たうえでのシステム仕様書等の開示、調達情報のメルマガ配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載、入札に参加しなかった者に対するアンケート調査、入札時期の前倒し、各部に1者応札解消に取り組む専任担当者を置く等機構内の体制を整備する等、競争参加者の増加に向けた取組みを行ってきたところであるが、平成27年度において未だ多く発生している。

このため、28年度においては、上記取組みを引き続き推進するほか、

- ① 専任担当者を集めた会議を開催し、1者応札の解消に向けた取組みの徹底を図るとともに、優良事例の情報共有等を行う。
- ② 前年度に1者応札となったものと同様の内容の入札を行おうとする案件については、事前に経理部長をヘッドとする1者応札解消チームに諮り、仕様書の改善ができないか等の点検を受ける。

### (2) 競争入札の拡大

これまで、競争入札の拡大に向けて、随意契約等審査委員会による審査、総合評価落札方式の導入及び外部の有識者等で構成する契約監視委員会の設置等に取り組んできており、入札の競争性の確保を徹底し、随意契約は真にやむを得ないものに限定するという姿勢を引き続き徹底していくこととする。

### (3) その他

新規の参入者にも配慮して入札書、入札説明会出席届等のひな形をホームページに掲載するなど、ホームページの改善を図る。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に独立行政法人農畜産業振興機構内に設置された随意契約等審査委員会（委員長は経理担当理事）に諮り、契約事務細則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

【随意契約等審査委員会への諮問件数等】

- ・平成26年度：33件（うち競争性のある契約へ移行した契約件数11件）
- ・平成27年度：30件（うち競争性のある契約へ移行した契約件数8件）

（2）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

職員に対して、契約事務に関する規程、過去における不適切な契約事例、個人情報等の取扱い等契約事務に関する研修を引き続き実施し、調達等に対する周知を着実に実施する。

また、入札・契約の適正な実施を推進するため、監事に対して、毎月、所定の様式により各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェックを受ける。

さらに、法人の長に対する報告として、契約監視委員会の審議結果について理事長に報告するとともに、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期ごとに理事長に報告し、点検・評価を受けることとしている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受け、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を委員長とする随意契約等審査委員会を活用することとする。

委員長	経理担当理事
メンバー	総務部長、経理部長、経理部考査役及び総務課長

（2）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本調達等合理化計画の策定・改定及び機構による自己点検を行うとともに、競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当か、契約価格が他の取引事例に照らして妥当となっているか、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しができないか、一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか、1者応札・応募となっている案件について、1者応札・応募の改善方策が妥当か審議することとなっている。

また、審議後において、締結された契約についての改善状況のフォローアップを行い、その審議概要を公表することとしている。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、農畜産業振興機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。